

議案第 1 0 2 号

瑞穂町精神障害者共同作業所の指定管理者の指定について

上記の議案を提出する。

令和 2 年 1 2 月 1 日

提出者 瑞穂町長 杉 浦 裕 之

（提案理由）

瑞穂町精神障害者共同作業所の指定管理者を指定する必要がある
ので、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 4 4 条の 2 第 6
項の規定により、議会の議決を求める。

瑞穂町精神障害者共同作業所の指定管理者の指定について

瑞穂町精神障害者共同作業所の施設の管理を行わせる者を下記の
とおり指定する。

記

- 1 公の施設の名称
 瑞穂町精神障害者共同作業所
- 2 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地
 特定非営利活動法人みずほまち精神保健福祉会
 理事長 村上 文男
 東京都西多摩郡瑞穂町大字箱根ヶ崎 8 0 6 番地 1

3 指定の期間

令和 3 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 3 1 日まで

(資 料)
指定管理者候補者の評価

施設の名称 瑞穂町精神障害者共同作業所

1 瑞穂町指定管理者選定委員会の開催

①日 時 令和2年10月21日（水） 午後1時15分から

②会 場 全員協議会室

2 評価結果（1人持ち点100点の8人採点）

評定項目	特定非営利活動法人みずほまち精神保健福祉会
① 運営方針	68／80
② 施設管理	56／80
③ 事業計画	65／80
④ 利用者サービス	99／120
⑤ 収支計画	60／80
⑥ 団体の概要	96／120
⑦ 安全対策	55／80
⑧ 個人情報保護措置	61／80
⑨ 類似施設等の管理 運営実績	35／40
⑩ その他特記事項	30／40
評点合計	625／800

3 非公募とした理由

就労継続支援B型及び就労移行支援事業所として、様々な作業をとおして知識や技能の向上と就労に必要な訓練の場を提供している。現指定管理者が取り組んできた自主製品（まき）の評価は高く、販売網の開拓を新たな指定管理者が行っていくことは容易ではなく、引き続き現指定管理者へ委託していくことが妥当であるとする。